

平成24年度第1回福島県農業振興審議会議事録

- 1 日 時 平成24年5月16日（水） 15：45～17：20
- 2 場 所 本庁舎2F第2特別委員会室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議 事 福島県農林水産業振興計画の見直しについて
- 5 審議経過

（開 会）

司 会
（企画主幹）

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行を務めます農林水産部企画主幹の高野でございます。よろしくお願いたします。

会議に先立ちまして、農業振興審議会委員をお願いするにあたりまして、辞令交付を行います。順番に、お名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただきますようお願いいたします。

渡部 衛 様
長島 俊一 様
但野 忠義 様
茂木 功一 様
岸 秀年 様
伊藤 孝一 様
伊藤 房雄 様
鈴木 里子 様
千葉 悦子 様
降矢 セツ子 様
本部 映利香 様

ありがとうございました。

以上をもちまして、農業振興審議会委員の辞令交付を終了いたします。

それでは、これより、平成24年度第1回福島県農業振興審議会を開催いたします。

始めに、福島県農林水産部長から御挨拶を申し上げます。

農林水産部長

この4月から農林水産部長を務めております畠でございます。2年前に政策監をやったとき、農林水産業振興プランを皆様とともに

くった記憶がございまして、あの時から福島県の農林水産業をとりまく環境はまったく一変してしまいました。

今なお東日本大震災とそれに伴う原発事故の影響は県民生活のみでなく、県内のあらゆる産業に厳しい傷跡を残しております。特に原子力災害とそれに伴う風評被害によりまして、本県の農林水産業は極めて深刻な影響を受けております。

こうした中、皆様方におかれましては、それぞれのお立場で震災からの復興、本県の農業農村の再生に向けまして、御尽力をいただいているところでありまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

またこの度は、たいへんお忙しい中にもかかわらず、本審議会の委員に御就任をいただきまして、誠にありがとうございます。

この未曾有の震災から力強く復興を果たし、将来に希望の持てる本県の農業農村の再生はもとより、地域社会の発展と県勢の伸展を図るため、皆様方から御指導御助言をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

県におきましては、昨年12月に策定をいたしました「福島県復興計画」に基づきまして、県民が安心して暮らせる「新生ふくしま」の創造に向けて取り組んでいるところでございます。

この中で農林水産業につきましては、復興計画に掲げる「農林水産業再生プロジェクト」を最優先に据えまして、一つは「放射性物質の除去・低減」、「安全・安心の提供」、「農業の再生」、「森林・林業の再生」、「水産業の再生」、そして「農山漁村の活力の向上」という六つの施策を柱にいたしまして、本県の農林水産業の復興に取り組んでいるところでございます。

現在、県ではこの復興計画をふまえまして、県の最上位計画でございます「福島県総合計画」の見直しを進めております。これに伴いまして、その部門別計画でございます「福島県農林水産業振興計画」におきましても、東日本大震災や原子力災害などの本県の農林水産業を取り巻く情勢の急激な変化に対応いたしまして、現行の計画を見直すということにいたしてございまして、農林水産業者が将来に向けて、希望を持って生産活動に取り組むことができるような目標と施策の基本方向を示して参りたいと考えております。

本日は振興計画の見直しについて諮問させていただき、今後、委員の皆様方から御審議をいただくことで、計画の見直し作業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうか忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

司

会

それでは改めまして委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきたい

と思います。

初めに、第二号委員で、福島県農業会議副会長の渡部衛委員でございます。

河 嶋 委 員

今日は代理で出席しております河嶋と申します。よろしくお願いいたします。

司 会

同じく、福島県農業協同組合中央会常務理事の長島俊一委員でございます。

同じく、社団法人福島県畜産振興協会会長の但野忠義委員でございます。

同じく、福島県土地改良事業団体連合会専務理事の茂木功一委員でございます。

同じく、福島県食品産業協議会会長の岸秀年委員でございます。

次に、第三号委員で認定農業者会会長の伊藤孝一委員でございます。

同じく、東北大学大学院農学研究科教授の伊藤房雄委員でございます。

同じく、社団法人福島県栄養士会会長の鈴木里子委員でございます。

同じく、福島大学行政政策学類教授の千葉悦子委員でございます。

同じく、有限会社降矢農園の降矢セツ子委員でございます。

同じく、公募委員の本部映利香委員でございます。

なお、1号委員の冨塚宥暲委員、佐藤正博委員、2号委員の大川原けい子委員、3号委員の加藤梅子委員、白岩昭男委員、平久井信子委員、横田純子委員におかれましては、本日、所用のため、欠席されております。

以上、18名の委員のうち、過半数を超える11名の委員の皆様の御出席をいただいておりますので、本日の審議会は、有効に成立しております。

また、本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づきまして設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設けまして、一般県民に公開することとなっておりますの

で、御了承願います。

それでは、これより、会長及び副会長の選任をお願いいたします。

本日の審議会は、新たな委員の委嘱後、初めての審議会でございますので、会長と副会長を選任することとなります。

福島県農業振興審議会規則第3条の規定によりまして、「当審議会の会長・副会長は委員の互選によって定める」とされております。

会長・副会長の選任につきまして御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

(委員から、「事務局案があれば提示して欲しい。」との声あり)

今、事務局案があれば示して欲しいとの御意見がありましたら、いかがでしょうか。

(委 員) (異議なし)

司 会 御異議がないようですので、事務局から御提案させていただきたいと思っております。

農林企画課長 事務局を担当させていただいております農林企画課長の佐藤でございます。

事務局案を申し上げたいと思っております。

改選前に会長でいらっしゃいました千葉悦子委員に引き続き会長としてをお願いすることを御提案させていただきたいと思っております。

また副会長には、伊藤房雄委員にお願いしてはどうかと考えております。事務局案をお示しさせていただきました。

司 会 ただいま、事務局より会長に千葉悦子委員、副会長に伊藤房雄委員をお願いしてはどうかとの提案がありましたが、いかがでしょうか。

(委 員) (異議なし)

司 会 御異議がないとのことですので、会長は千葉悦子委員に、副会長は伊藤房雄委員をお願いいたします。

それでは千葉会長、会長席へお移り願います。

それでは千葉会長から御挨拶をいただきたいと思っております。

千 葉 委 員 前期に引き続きまして、会長に選任されました。

2年前のことを思い出しますと、そのとき福島県の農林業は大変厳しいと。そういう状況も踏まえながら、新しい振興計画をつくったことを

思い出します。委員の方々からもいろんな激論を交わされ、その中で計画が策定されました。しかし、その後その計画では引き続きやっていけないような厳しい状況がわいてきたということは皆さん御承知だと思います。

私自身が会長として果たして責任を持ってやっていけるかどうか。大変不安に思っているところでございます。皆さんの力で、皆さんのお知恵を拝借して、この厳しい状況を乗り越えていこうと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

司 会 ありがとうございます。続きまして、伊藤副会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤房雄 委員 副会長を選任されました伊藤です。

急遽、福島県農業振興審議会の規則を読み直してみまして、第3条に副会長は会長を補佐し、とありまして、補佐することに徹すればいいかなと思っております。以下の文に会長に事故があるときという文章は、くれぐれもそういうことがないと思っておりますし、千葉会長はタフな方ですので、きっと大丈夫だと思っております。

なお、副会長と言いながら、一員としてできるだけ今回の見直しについて建設的な議論を皆さんとしていければと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。
ここで県側の職員を紹介いたします。

畠 農林水産部長でございます。
高荒 農林水産部政策監でございます。
安海 食産業振興監でございます。
大谷 農業支援担当次長でございます。
甲斐 生産流通担当次長でございます。
櫻田 農村整備担当次長でございます。
穴戸 森林林業担当次長でございます。
門馬 農業総合センター所長でございます。

なお、関係課長及び各農林事務所長も出席しておりますが、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては、配布資料一覧のとおり、皆様のお手元に委員名簿、出席者名簿、席次表、付属機関の設置に関する条例、福島県農業振興審議会規則、資料

1から資料4、そして「福島県農林水産業振興計画 いきいきふくしま農林水産業振興プラン」でございます。不足等がございましたら、事務局までお申し出願います。

それでは、ここで福島県農林水産業振興計画の見直しについて、農業振興審議会へ諮問させていただきます。

農林水産部長

東日本大震災及び原子力災害など、本県農林水産業を取り巻く情勢の重大かつ急激な変化に対応し、農林水産業者が将来に対して希望を持って生産活動に取り組むことが出来るように、本県農林水産業振興の基本方向及びこれを実現するための方策を明らかにしたいので、附属機関の設置に関する条例の規定に基づき、福島県農林水産業振興計画の見直しについて、貴審議会に諮問します。

福島県農業振興審議会長様 福島県知事

司 会

それでは、議事に移らさせていただきます。進行につきましては、福島県農業振興審議会規則に基づき、千葉会長に議長をお願いいたします。

千 葉 会 長

それでは、規則に基づきまして議長を務めさせていただきます。次第によりまして進めてまいりたいと思います。まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。議長指名でよろしいでしょうか。

(委 員)

(異議なし)

千 葉 会 長

それでは、副会長の伊藤房雄委員ならびに長島俊一委員、お二人にお願いしたいと思います。

ただいま、知事から農林水産業振興計画の見直しについて諮問がありましたので、これからこの審議会場で協議していくこととなります。

福島県農林水産業振興計画の見直しについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

農林企画課長

それでは事務局から御説明をさせていただきます。資料1を御覧いただきたいと思います。資料1に福島県農林水産業振興計画の見直しについて、お示しをしております。ここには見直しの理由、視点、対象等を記載させていただいております。

まず、見直しの理由でございますが、さきほど部長の挨拶にもありましたとおり、現行の農林水産業振興計画「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」お手元にお配りしている冊子でございますが、平成22年3月に策定されたところでございます。御承知のとおり、東日本大震災

及び原子力災害などによりまして、本県を取り巻く社会経済情勢が想定を大きく超えて変化している状況にございます。このため、平成24年2月9日に総合計画の見直しが総合計画審議会に諮問されておりまして、現在、平成24年12月を目途に、全面的な見直しが行われております。

総合計画の部門別計画であります、農林水産業振興計画につきましても、見直しを行うというのが見直しの理由でございます。

見直しの視点でございますが、見直しに当たりまして、県民の理解のもとに、農林漁業者が将来に対して希望をもって、生産活動に取り組むことができるような内容に取りまとめることを目標としてはどうかと考えております。

4点ほど具体的に記載をさせていただきましたが、一つは変化した社会経済情勢の反映ということで、原子力災害など計画策定時とは異なる情勢を反映するというのが(1)で示してございます。

(2)では復興ビジョン、復興計画の内容の反映ということでございまして、昨年度、23年度に復興計画が策定されておりますが、それらに示されました復興の視点や施策との整合性を図るというのが、2点目の視点として書かせていただきました。

3点目は総合計画との整合でございます。県の最上位計画である総合計画の見直しが、冒頭、見直しの理由で述べましたとおり行われますので、これらとの整合をはかるということでございます。

(4)は指標の見直しということで、目標値などについて見直すということで、以上4点の視点を案として取り上げさせていただいております。見直しの対象等でございますが、後ほど詳細には御説明申し上げますが、現行の振興計画の章立て、第1章から第7章までの7つの章立てを基本としてはどうかと考えております。

また、第3章ふくしまの農林水産業、農山漁村の目指す姿、これは子どもたちが社会を担う将来像を示している部分でございますが、総合計画の見直しに当たりましても、めざす将来の姿、これは「人と地域が輝く福島」を礎に掲げ、また、「活力」と「安全・安心」と「思いやり」を福島を支える3本の柱として掲げているものでございますが、これは現行計画を基本とするとされておりますことから、同様に農林水産業振興プランの見直しに当たりましても、現行の計画を基本とすることではどうかと考えております。

後のページを御覧下さい。第7章のうちの第3章以外の各章にありましては、「策定時とは異なる情勢を踏まえて施策等を見直しを行う。」ということで、参考のため、第1章から第7章までの項目名を記載しておきました。

計画期間は、現行は22年度から26年度の5か年計画でございますが、見直しにつきましても、総合計画の計画期間に準じることでいかかかと考えております。

総合計画審議会の総合計画見直し検討部会の現状の検討状況では、平成25年度から32年度の8か年計画とすることで議論をされておりますので、そのような扱いになっていくものと考えておりますが、まだ検討部会での議論ですので、本資料には「総合計画の計画期間に準じる。」と記載させていただきました。

今後のスケジュールでございますが、3ページをお開きください。本日、諮問をさせていただきました。今後、25年3月の見直し策定まで、3回ほど審議会を開催させていただきますして、8月頃に第2回の審議会、その後に会長、副会長の調整を経て年内にとりまとめ案として整理し、2月に答申案について御審議いただく。このような大きな流れで御検討、御審議願えればと思っておりますのでございます。

項目立てのたたき台でございますが、4ページをお開き下さい。7章立てと御説明申し上げましたが、これを改定前と改定後、見直し後と対比させながら、見直しの視点をふきだしで書いて整理したものでございます。第1章の総節につきましては、第1節から第3節までの記載でございますが、まず、第1節策定の趣旨につきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、現行計画を見直すこと等につきまして追記、書き直しなどを行うということで、いかがかと考えております。第2節の計画の位置づけにつきましては、現行どおりを基本としてはどうかと考えております。

第3節の計画期間につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、総合計画の計画期間に準じるということでいかがかと考えております。

第2章農林水産業・農山漁村をめぐる情勢でございますが、第1節情勢変化、第2節ポテンシャル、第3節農林水産業の現状と役割の3節に分けて記述をしておりますが、このうち第1節につきましては、前回の計画策定時以降の急激な社会情勢等を踏まえ、内容の書き直しを行うということとしてはどうかと考えております。

第2節のポテンシャルでございますが、現行計画では5つのポテンシャルを示しておりますが、これを基本としながら内容の書き直しを行うということとしてはいかがかと考えております。

第3節は現状と役割でございます。この記載に当たりましては、1の農業資源から6の農林水産業・農山漁村の役割まで、6項目に分けて整理をしておりますが、この現行計画の構成を基本としながら、内容の書き直しを行うということで考えております。

第3章めざす姿でございます。これは先ほど申しましたとおり、総合計画にあっても基本的には、現行計画どおりということでありまして、第1節の基本目標については、ふきだしにあるように、見直しをいたしますので、基本目標及びスローガンにつきましては、見直し後の新たな振興計画にふさわしい内容に、全面的に見直してはどうかと考えております。

す。

また、第2節の子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿でございますが、将来像は現行計画を基本とし、総合計画が示す将来像との整合性を図りながら見直すということでいかがかと考えております。

第3節の施策の基本方向でございますが、現行の基本方針では魅力ある農山漁村の形成から自然・環境との共生までの6項目立てとしております。この現行計画の構成を基本としながら、情勢変化等を踏まえて推進すべき施策について、その基本方向を盛り込むなど見直してはいかがかと考えております。

次に後のページでございますが、第4章施策の展開方向でございます。第3章で示した、6本の柱立てに基づきまして、体系の柱立てをしておりますが、その柱立ては現行計画の構成を基本としながら、現状と課題、施策の具体的な取組内容、施策の達成度を測る指標等の内容を見直してはどうかと考えております。

第5章重点戦略でございますが、今後、審議会で御議論いただく中で重点的に取り組む内容について整理をいただきながら、記述するというものでいかがかと考えております。

第6章には地方の振興方向ということで記載をしておりますが、現在7つの生活圏ごとに記載をしております。この県内7方部ごとに節を立てて記述することを基本としながら、現状と課題、振興方向、重点的な取組内容、及び施策の達成度を測る指標の内容を見直すということにしているかと考えております。

なお、見直しに当たりましては、総合計画との調整ということにも留意しなければなりませんので、方部の捉え方など、総合計画との整合を図りながら、作業を進めることでいかがかと考えております。

第7章は計画実現のためにでございます。今後、御議論いただく中で、内容を整備し、記述することでいかがかと考えております。

以上、資料1に基づきまして、今後の見直しに当たっての視点や項目立てのたたき台につきまして、御説明をさせていただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

議

長

どうもありがとうございました。

御意見をいただこうと思っておりますが、1回目でございますので、「東日本大震災及び原子力災害の農林水産業への影響について」、あるいは「福島県復興ビジョンの概要」、及び「福島県復興計画の概要」についてまず、御説明いただいて、その上で議論をしたいと思っております。

それではよろしくをお願いいたします。

農林企画課長

ありがとうございます。それでは参考資料ということで、いくつか準備させていただきました。それを踏まえて御議論いただくという御指示

でございますので、資料2、資料3、資料4に基づきまして、御説明をさせていただきますと思います。

まず資料2でございますが、「東日本大震災及び原子力災害の農林水産業への影響について」ということで簡単にまとめさせていただきました。

1ページをお開きください。1ページは地震・津波等による影響ということで、農業、森林・林業、水産業、それぞれにつきまして、被害を受けた施設等の面積、あるいは箇所数などを記載してございます。御覧のとおり甚大な被害があったということでございます。

2ページは放射性物質による農地及び森林への影響を図にしたものでございます。色で識別されておりますが、御覧のとおり、県内全域に影響が及んでいるということでございます。

3ページ目でございます。農作物の作付制限等でございます。放射性物質が降下したこと等によりまして、作付制限等がなされております。水稻、園芸作物、牧草、農産物加工、水産業、それぞれ記載のとおりでございます。例えば、水稻にありましては、作付制限対象となった面積が県内全域の約11%、自粛部分が2%、計13%に相当する面積が作付制限等の影響を受けている、中ほどの牧草にありましては、新たな暫定許容値が設定された訳であります、その超過が7割に届こうかという状況であり、非常に影響が出ているということでございます。

4ページでございます。農林水産物の出荷制限等でございます。県では、緊急時モニタリング検査を行うなど、消費者に安全な農林水産物を提供するための取組を行ってきたところでございますが、記載のとおり、昨年3月以降、出荷制限せざるを得ない状況が出ています。ただ下の表にありますとおり、平成24年3月まで約2万点ほど検査を行っておりますが、最近では、山菜など一部の品目以外からは放射性セシウムが検出されないか、基準値を大幅に下回っている状況となっております。

5ページでございますが、米の特別隔離対策についてでございます。23年産米にあつては、食品中の放射性セシウムの新基準となる100ベクレルを超える米について、特別隔離対策が行われたところですが、その前段として3万点以上にのぼる調査が行われ、作付面積ベースで7,600ヘクタールが対象となりました。詳細は記載のとおりでございます。また、現在も避難指示等が継続中にありますが、警戒区域及び計画的避難区域における農業経営体数、経営耕地面積、さらにはその地域で飼育された家畜の頭羽数については、記載のような状況にあります。非常に大きな影響が出ております。

また、資料3でございますが、復興ビジョンの概要をお手元にお配りしてございます。復興ビジョンにつきましては、昨年8月に「復興に向けて希望の旗を立てて、すべての県民が想いを共有しながら復興を進めていく」という趣旨により策定されたものでございまして、3つの基本

理念と7つの主要施策が示されております。このうち基本理念につきましては、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」、「誇りあるふるさと再生の実現」この3つを基本理念に復興に取り組んでいくこととされております。

これを具体化したものが資料4「福島県復興計画」でございまして、昨年の12月に策定をされたところでございます。なお、資料4の表紙には、「第一次」と書いてございます。これは原発事故の収束状況、あるいは避難区域の変更等の状況を踏まえつつ、適時、柔軟に見直しを行うとされており、そうした意味から「第一次」と位置付けられることを示しています。

ポイントでございますが、復興ビジョンで定められました3つの基本理念、そして7つの主要施策に沿って、具体的な取組や主要事業等が盛り込まれており、特に、農林水産関係の重点プロジェクトについて御説明をさせていただきたいと思っております。

3ページ4ページをお開き下さい。ここに12の重点プロジェクトが掲げられております。

このうちの農林水産部に関係します部分について若干御説明をさせていただきますが、1の環境回復プロジェクトでは、除染の推進、食品の安全確保、汚染廃棄物の処理、こういったものが盛り込まれたプロジェクトとなっております。

2番目の生活再建支援プロジェクトでは、農林漁業者の経営安定のための資金手当、そういったものが盛り込まれてございます。

3番目の県民の心身の健康を守るプロジェクトでは、農林水産物の緊急時モニタリングが盛り込まれております。

5番目の農林水産業再生プロジェクトは、まさに中核の部分でございまして、プロジェクトの内容には、安全・安心を提供する取組、農業、森林林業、水産業それぞれの再生が盛り込まれており、本年度から取り組んでいるところでございます。

その他、7番目の再生可能エネルギー推進プロジェクトの中には、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入・拡大が、11番目の津波被災地復興街づくりプロジェクトには、海岸防災林が、それぞれ盛り込まれています。これら12のプロジェクトを最優先に据えながら、復興のための対策を講じている現状にあります。

以上、御説明させていただきました。御議論の参考になれば幸いです。

どうもありがとうございました。

それでは今の説明に基づいてですね、委員の皆様から御意見いただきたいと思っております。全体の予定の時間が、かなり制約されておりますので、

議

長

御意見等は2、3分程度にとどめていただければと思います。どうぞ積極的な御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは長島委員、よろしく願いします。

長 島 委 員

それではいくつか申し上げたいと思いますけれども、諮問文にあります「担い手が将来に希望を持てる。」というこれは当然のことでありまして、やはり県民、担い手が期待することであり、我々の役目だと思えます。そういう意味ではやはり、非常に難しいことではありますけれども、どこ行ってもその生産基盤が意向に反して奪われてしまったということが非常に大きいわけで、除染、除塩の問題を避けて通れないわけでありまして、目標値の関係で言うと、その辺の工程ですね。いつまでだいたいこうなると示すこと抜きに計画は語れないような気がするんですね。ですからそのことをどういうふうに考えたらいいか、これが1個です。

あとは相双地方の扱いなんです、第6章の7分の1ではないんだと思うんですね。相双地方については福島県農業の復興・再生のメインテーマのひとつでありますから、6章の扱いではなくて、6章は6章で整理していい部分があると思うんですが。前のほうの第3章ですか。3章にきちんとここはどうするんだと。再生をなんとかしなければいかん、という思いで、我々も議論しながら、想いをきちんと表現するということは、非常に重要なことだと思うんですね。おそらくこれはあちらこちらに入ってくると思うんですが、第6章ではなくて、第3章の中でまとめて整理をする必要があるんじゃないかと思えます。そういった意味では、福島県全体もそうありますが、特に相双地域の担い手の皆さんの意向を把握するというのは、スケジュールには、意見聴取とありますが、本来ならば、アンケートで意向調査というのが必要だと思いますけれども、日程の関係もあります、いずれにしてもこういった当該地域の方々の意向を、等身大に把握できるような工夫をお願いしたい。我々もそういうのがベースにないと、的確な議論ができない恐れもありますので、それを一つ、よろしく願いします。以上です。

議 長

どうもありがとうございました。

但 野 委 員

今、長島委員からあったように私は南相馬市の住民ですが、一つ問題になっているのは、除染について県が果たす役割が、非常に弱いと私は思います。仮置き場が見つからないために、本来であれば市の計画で2月に除染をして、私どもが無事戻られるという計画を立てていったわけですが、私の所にも10町歩の畑を提供して欲しいと来ました。1平方メートル24円の貸し賃です。住んでる我々の心情的な被害というのは全く考えてない。物理的な経済的な賃借だけでやろうとしている。そこ

で県はどういった指導的役割を果たすのか。県は、市あるいは町に対してきちんとした指導体制が取れないために、まだ中間処理施設もあやふやな状態。区域の見直しも一向に決まってない。それが決まってはじめて、除染が進んで、そこに戻ってください。そうすれば、長島委員が言ったように、「後継者に将来に向けて、着実に農業を再開してください。」と我々は言える。その根底の部分が見えないものですから、なかなか言い切れない。今度の小高区の区域見直しも、あやふやな状態。その辺で県の果たす役割をきちんと示してこれでやる。ただ予算が決まっているし、末端の行政では、例えば南相馬市も100人の市職員が避難していて、現実には居ない。そういう中で各行政区や自治体から応援に来てもらっているが、地元の間人ではないので根底の部分が分からない。地域と密着した計画を立てる場合、それが出来ない。県がこういう計画の中できちんと役割を果たしていただかないと、相双の地域の計画が、このような県全体の計画のなかにちらっと入っている状態では、相双の農業の振興について私は考えにくい。今も1時間当たり1,000~3,000ベクレル放出されていることを含めて、相双地区についてはきちんと計画を打ち出す。それでないと、私は、最上位計画になっていかないといいように思っています。その辺で十分な御判断をいただきたいと思えます。

議 長 どうもありがとうございました。特に今、相双地区の振興をかなり具体的な数値ですね。見直しなどを持ちながら、きちんと計画を立てるべきではという御意見がなされたと思いますが、関連して、もしあればお願いしたいと思えます。

岸 委 員 岸でございます。私は中通りとか会津と同じような手法で相双地区をやることはできないというふうに思っています。それで新たな手段を持って、例えばある意味、もしかするとチャンスかなという気もしてあります。

だからあそこの地区は別な方法で除染でやろうとかがっていかたちでやっていったらば、いつのことか分からない。再生するのは10年先なのか20年先なのか30年先なのかわからなくなってしまうので、別なチャレンジをしてあそこの部分に関してはやっていくべきだと思えます。それをこの計画に盛り込んでいくことは絶対必要だなって前々から思っていました。

22年度に新しい5か年計画を作った時から若干、私は疑問を呈していたんですけども、なんでもかんでものべつまく無く、その拾い上げるような計画はプランではないというふうに思っていましたので、今回特にこういう事故が、原子力発電所の事故というのがあったんで、これを幸いとして新しいスタイルの計画を作っていければ福島県の未来が見える

ようになるのかなと。これ単にごたくでガーッと並べていったらこのプランはあってもなくても同じだろうなという気がしてますので、メリハリのあるプランになるようにみんなで頑張っていきたいと思いますので宜しくお願いします。

議長 ありがとうございます。その地域の特性というものを十分管理してですね、作っていくということが必要だと思います。

他にいかがでしょうか。他のことでも構いません。では、茂木委員お願いします。

茂木委員 農産物は売るために作るもので、売れば作る側のモチベーションも上がるんだろうなと思うんですね。今、凄く農業に携わる方のモチベーションは下がっている時期だと思うんです。その時に計画を作るんですから、売る側との連携といいますか、そういうのを基準にしたような考え方を入れていかないと農家の方々のモチベーションが保てないというか、上げられないんじゃないかなって気がしているんです。ですから、この中にその売る側との連携って希薄なんですよね。ですからもうちょっと骨太にっていうか太い字でかくような仕組みをつくっていく必要があるのかなと、そのように思います。

議長 はい、ありがとうございます。他にいかがですか。では、降矢委員お願いします。

降矢委員 農産物に関しての放射能の汚染度合というものは、福島県の中でも色々なわけですよ。そういうことで最初から安全な物もいっぱいあったわけですよ。それなのに突然学校給食で福島県産品は使っちゃダメよみたいなことを許してしまったことに問題があると思うんですよ。安全なものは安全なんだから、今までキチッとね、地産地消を推進してきたわけなんだから、そこら辺はもう少し文科省でやった仕事だけれども、県としてもキチンとね意見を言わなきゃいけなかったんじゃないのかなと思います。

福島県産だけはキチッと検査をして出荷をしているけれども、じゃあ福島県産以外の物を使っているの本当にちゃんと検査をして流通しているんですか、ということも、非常に問題だったと思うんですよ。そこら辺はやっぱり文科省が決めたことであっても、県としても「いや、これはおかしいんじゃないか」と言ってほしかったという部分がありますね。

汚染の度合いが違うんですから、汚染の度合いに準じた農産物の生産の仕方というものがあるんだろうと思います。私のところは凄く汚染されていないので、これを言うのは非常に申し訳ないのですが、凄く汚染

されたところを本当に除染をしてやっていくことが正しいのかって非常に思っています。

私はこのチャンスに乗じて、どこかにきちんと代替え地としてもらって、新しい農業をやる方がいいのではないかなっていうことをずっと思っています。あなたのところは何でもないからそういうこと言えるのだと言われると非常に困るんですけど。ピンチをチャンスにする一番良い時が来たと思って、政策の方でもそういう対応をした方がいいのではないかと思っています。

議長 はい、どうもありがとうございました。かなりこの論戦といいますか総点になっていくようなことも今、出されたかと思いますが、本格的な議論はですね、次回のところで詰めたいと思っていますので、今日は言い放しで結構ですので、それぞれ委員の方々から発言いただきたいと思っています。次お願い致します。

鈴木委員 少し話題からはずれるかも知れませんが、福祉の方では、健康日本21の取組を進めております。その新しいのができまして、お国に準じて福祉の方でも福島県版を作ろうというところで、ちょっと末席におりまして発言を致しました。

福島県は特に被ばく、こういう状態の中でお国で示したマニュアル通りに作っているのかどうか、関連する項目を健康福島21の中に一つ入れて、この現状の中でどうしたらいいのか具体的にはわかりませんが、その必要があるのではないかと大きい声で申し上げましたけども却下でございました。

それで今、県民健康調査やっております。医大の先生が座長でしたけれども、どなたも意見がなくてそのまま却下になったというので凄く残念ですね。ここで手を挙げないでどうする、お国のマニュアル通りでいいのかしらと凄く感じております。ですから、色々話しが出ている中でもう本当に皆がんばらないと福島県民は犠牲になっちゃうんじゃないかと凄く思っております。そういう事にならないようにいい方向性、一つでもしっかりあれば頑張っていきたいと思っています。以上です。

議長 ありがとうございます。福島の特異性といいますか、そのことをですね十分考慮して県もキチッと方向性を出していくという重要性が、鈴木委員に限らず他の方々から出されていると思います。

他にいかがでしょうか。

はい、但野委員お願いします。

但野委員 実は今、避難をしている人が非常に多くて、この中でも少子高齢化というものもある。

1週間2週間ぐらい前にある人が書いていたのだが、福島県は少子高齢化が進んでおそらく辿り着くであろう10年後20年後を先取りしているというふうな書き方をしている。

私が避難されている人達に話を聞くと、戻らないという決定をなされて住民票の移動がここにきて進んでいるようである。そういうことを見たとき、高齢化率の上昇というものをキチッと把握した中で計画を立てるべき時期にあり、こうしようという形で計画を見直すということも必要ではないのかなというふうに思います。

あともう一つは、市民の安全という声もあったけれども、いわゆる安全だけでは売れないと言う。だからそこに、いかに消費者が安心感を持ってもらうか。その部分を行政と生産者と当然売る人が安心感を与えられる状況をいかに作るか、この部分をなおざりに今しているということで、私の方でも牛乳で非常に苦労しています。特に福島県産の牛乳は都会にいても売れません。やはりいかに安心感を醸し出していくか。消費者に理解してもらう、その部分は三位一体という形でやらないとダメだと。その県に任せる、あるいはどこどこに任せる、検査は県というような、きちんとした公的第三者がやる。あと安心については生産でも行政も、そして売る側もそういうのをやらないと、福島県のは元の売れる状況は戻っては来ない。そんなことを感じています。

議長

ありがとうございました。では、長島委員、お願いします。

長島委員

第3章の第2節ですね。これ安全安心を一番にあげたらいいんですけども、県民になっていますよね、県民。元のプランは県民の期待に応える安全安心ってなっていたんですが、もう既に我々は国民っていうか、県民じゃなくてもほんとに国民の福島県の信頼を失ってしまったんで、やはりこの主語は国民じゃないかなと思います。これは検討してみてください。世界だよ、輸出の問題もありましたけども、それは検討する必要があるかと。県民ではないんだろうと思います。

それからですね、先ほど岸委員も、そういう意味で仰ったかどうかは別にしても、やはり相双地域については主食用の生産基本であるにしても、非食用のですね、太陽光、さらには再生エネルギーバイオマスとかですね、そこら辺は実は現場からもこれは出ているんですよ。ですからこの辺は非常に色々な課題がありますので木質バイオマスは前にも出てましたけども、今後ますます森林の除染との関係でその工場を作って、そこで発電すると。森林の除染の絡みでこれは必ず出てくると思うんです。同時にそれを利用しての地産地消、さらにそこにナタネとか、それは米でもいいんですけども、そこら辺と小水力ですね、そうしたことで再生を図るというのもやはり検討のまな板に乗せる必要があると思います。ただ課題も大きいと。固定買取制度で40円だったか、忘れまして

が、その関係はありますけども。ですから再生エネルギー絡みの課題です。ね、これも事務局の方で整理をいただくと有り難いなと思っておりません。以上です。

議長 ありがとうございます。岸委員お願いします。

岸委員 大変すみません。私、相双地区でどうのこうのと先ほどお話しして、新しい農業というのは話したつもりだったんですけど、例えば多少汚染が残ってても大丈夫なような農業施設を作ってみるとか、バイオマスの話が今ありましたんでバイオマスでエネルギーが供給されればそういうことは可能じゃないかという気がしています。そういったものでやれば新しいスタイルができる。今日何でこういうことを言うのかというと、次回8月に開催するときにはもう大体原案ができあがってきて、その修正っていうのになっていくんで、大きく変えてもらうには皆さん今日言わないと変わらないですから、今日言いたいことは言っておいてほしいというふうに私思うんで、私も言いたいこと言いますんで宜しくお願いします。

議長 ありがとうございます。茂木委員お願い致します。

茂木委員 今言いたいこと言います。あの相双地方に関しては農地の除染だけでは農家の方々が帰れないんだらうなって思うんですね。今までも兼業農家の存在があったわけですし。むしろそっちの方が大きいわけなんで、9割が兼業農家となるとある意味、他でお金をとるっていうか兼業する場所が必要となってくるわけですよ。そうすると8月までの審議会の中で総合計画との整合を図りますよということをいってますんで、その整合の図り方はこの辺もポイントになるのかなって気がしてるんです。その辺を事務局の方々が総合計画は12月を目処にとりまとめ案をまとめるとなると、どの部分で接点をみつけて調整を図っていくのかわかりませんので、1章から7章までについてその書き込むときにその辺の整合をキチンと図っていただきたいなということです。

岸委員 もう一回いいですか。今、茂木さんの話しを聞いて「あっ、俺と考え違う」と思ったんでもう一回言わせて下さい。

私は相双では今までと同じスタイルの農業をやってもダメだらうなっていう気がするんです。正直言って。だからそうじゃない専業農家になるような農業を相双地区には作っていきたいなというふうに思ってます。

だからそういうかたちで動けるような、そういうプラン、マスタープランができないとそうは動きませんので、今回なんとかしてそういうプランを盛り込んでもらいたいというふうに思います。以上です。

議	長	伊藤委員お願い致します。
伊藤房雄	委員	<p>時間がないということで手短かに話します。資料4の17ページに、復興計画の農林水産業に対するプロジェクトがあります。この17ページの農林水産の再生プロジェクトは、福島県の農林水産部が総力をあげて一枚に集約して、よく出来ていると思っております。ただ、ここに色々な物を盛り込んで、具体的なことはまた色々な施策計画を作って進めようということなんだと思うんですが、一番ベースの除染。これは去年の復興ビジョンとか復興計画の議論の中では殆ど誰もが異論なく除染ということできました。ですけど震災から1年、それから原発事故から1年以上経過していくに従って、今日の資料2にもあるように、色々な汚染の情報も出てきて、本当に除染というベースでいいのかという見直しを是非事務局でやっていただければと思います。当然これは、総合計画の方でも除染が唯一の方法なのか再検討していただければと思います。むしろ汚染マップを作って、ここは暫く立入禁止とか、ゾーニングに切り替えるところがあってもいいのではないかと。そうなってくると相双エリアだけではなく、それ以外の地域も除染から開放されて、また違う計画もあるんじゃないかということになります。そういう意味では、除染に縛られすぎないで汚染マップに加え、使える農地や山林と暫く使えないところのゾーニングを早めに検討して、それで計画を見直すことはできないものかと思っております。以上です。</p>
議	長	<p>はい、どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p> <p>まだ時間ありますので、時間がないといいながらありますので。はい、降矢委員お願い致します。</p>
降 矢 委 員		<p>再生可能エネルギーの件の太陽光発電に関してなんですけども、あれを設置できる場所はやっぱり田んぼなんですよね。だけど、田んぼには太陽光の設置はできないはずなんですよ。農地だから。農地法の絡みからいうと太陽光の発電設備を設置することができないんですよ。だからそこらへんのところをキチッとしないと、やりたくてもできない。除染しないと田んぼは使えない。どこにも何も使えないという状況になってしまうんですよ。そこら辺の農地法との絡みの所をキチッとしないと、特別特区というかたちでもしないと無理かなと思いました。</p>
議	長	<p>どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。皆さん他に言うべき事はないですか。それでは本部委員お願い致します。</p>
本 部 委 員		<p>本部でございます。昨年度ですね、私自身が6次産業化の推進ということで農水省の方から、福島県の6次化のプランナーとして県内各地様</p>

々なところへ農業・林業のそれぞれの方々の自立支援ということで、国の認定等々ですね、いろいろ支援させていただきました。

それを見据えた上でちょっと話しをさせていただきますけれども、先ほど除染の部分で一緒くたに福島県のは全て除染されているという県外の認識があるんですね実際に。そういった意味で確かに福島県という名前だけで危ないというふうな県外の意識があるものですから。でも、情報を交通整理しているところは実際なくて、メディアがどんどん福島県の放射能がどうのこうのと、いろんなメディアがそれを面白おかしく取りざたしてる状況もありますし、それにですね行政の立場として本当にこの地域はそうなのか、この除染地域、福島県イコール全部放射能に汚染されていると県外の意識はあるんですね。だから農林水産物を生産して、そして今まで首都圏の方で販売をしてきましたが、農林水産物を扱っているバイヤーなどの方々が福島県の物を除染しているから危ないと、一緒くたにみられているところが実際に売り手の側からすると意識させられます。だからそういった意味で先ほど伊藤先生の方から話しがでてました、その除染地域について線量が、多い少ないは当然あると思いますし、その当たりの情報の交通整理、どれが本当で実際はどうかというのを、行政の立場としてトップセールスによって情報発信していく努力があってもいいのではないかなというふうに思っています。

また、除染だけに限らず風評被害等もありますし、また去年須賀川市では農業用ダムが地震によって崩壊して実際に米がつかれなかったという状況がありまして、その方々に話しを聞くと風評被害だと東電からの補償とか色々あるんだけど、ダムが崩壊したことは天災の地震だから何も補償がない。風評被害かというところではないと、なんかその線引きが行政の立場立場で曖昧であるという状況をちょっと実際聞きました。だから、いろんな状況があるので、そこの辺りの交通整理、どの地域ではどういう状況が問題なのかということキチンと直視した上で色々な施策を立てていけばいいのではないのかなと、私自身は思っています。以上です。

議長

どうもありがとうございました。何名かの方、まだ御発言がないので、よろしかったらお願い致します。伊藤孝一委員いかがですか。

伊藤孝一委員

今日が初めてで、資料を見させていただきながら、ちょっと勉強不足で、委員の心構えがちょっと出来かねていました。

今少しの時間の中にめぐりながら、説明等を聞きながらということで、こんなことやあんなこと、常々、新聞の報道でこう見て思ってた事ということで、浜通りの認定農業者の方が避難しています。警戒区域と計画的避難区域の2個に分けられていて、今後、解除や除染がどう進むか注目していますが、今の話しにあったように除かれるところもあるんだろ

うなと思います。あとですね、会津と中通り。中通りはある程度汚染されたところもあります。会津の方でもいくらか軽減されているとはいえ、汚染の地区があります。

まだ、頭の整理がつかない部分が多いので、大変申し訳ないんですが、出された議案で今後深く勉強したいと思いますので宜しくお願い致します。

議長 今後宜しくお願い致します。他にいかがでしょうか。よろしいですか。
はい、降矢委員どうぞ。

降矢委員 あ、暫定規制値が低くなっただっていうことで規制値を超えてるものに対して時々発表がありますね。規制値を超えたものが出てきて、それは自粛されておりますから安全ですよという報道の仕方、おかしいと思います。だってそれは出荷する以前に検査をしているわけだから出ていかないわけですよ。それなのに自粛してるという報道をするので、あっ、やっぱり。みたいになっちゃうわけですよ聞いてる人達は。出荷されないんだっいたらいちいち消費者の皆様方にお知らせする必要はないのではないかと、面白がって報道をしてるんじゃないのって思っています。

あと、これは昔の話ですけども食べても安全ですよ、でも出ています、みたいな表現の仕方はおかしいです。食べても安心ならどうぞ食べてくださいって言った方がいいと思うんですけど、暫く食べても大丈夫ですよみたいな言い方は、とても聞いてる人から消費者の皆さんにしてみれば、どう考えるの、やっぱり食べちゃいけないのよねっていうふうになってしまうんだと思うんです。そこら辺のところやっぱり行政としてキチッと行ってほしいな。報道の仕方をね、ちょっと考えてもらいたいなと思っています。

但野委員 今の件は原子力損害の賠償を求める為にはキチッと作って出そうと思ったけれども、規制値を超える値であったということが行政なり第三者に認定してもらうことが損害賠償の基礎データになるんで、それはある程度理解してもらわないと。これは作った人をどうするのということにつながるんで、そこは御理解をいただくようお願い致します。

降矢委員 いや、マスコミで報道しなくても、検査の結果として分かるわけですよ。それをマスコミがとりあげて面白おかしく言う必要はないんじゃないかなって私は思っております。

岸委員 その件に関してはね、私も発表していいと思っています。計測したデータはどんどんどんどん発表してもらって、その数を沢山発表すること

によって安心感を消費者にもってもらおうっていうのは必要だと思うんです。

ただし、先ほど学校給食の話しを降矢さんなさったんでいいですけど、例えば福島市ですね、あの20ベクレルを超えたときは給食を停止しますと公然と発表していますよね。100ベクレルじゃないですよ。20ベクレルを超えた時、ごく最近になって10ベクレルの機械がまもなく設置できるんで、そしたら10ベクレルを超えたらば給食はあらかじめ測っているパンと牛乳とだけかな。パンと牛乳だけの給食にしますと。残りは廃棄処分しますという話しをしてるわけですよ。勿論買わないとはいいませんから。買って測ってその結果、100ベクレル超えたらば返品ですけど、そういうことをやってるんで、県の教育庁はどういう指導をしてるのかその辺は非常に疑問があります。私も学校給食に携わっていますので、横浜市は3ベクレルです。3ベクレルを超えた物は買いません。でもまだいいんですよ。関西の方、九州の方に行きますと、土俵にもあがれません。福島県の工場で作った物はゼロの証明書を出しても買ってもらえませんから。そういう市町村もあります。勿論応援してくれてる市町村もあります。

ただ福島県が今、非常にこれから気をつけなくてはいけないと思っておくことは、全体としてはもう風化しています。原発の被害があったっていうことは風化してて、その食品が安全でないということだけが一人歩きしていますので、応援する必要はないよねって話しに段々なってきたいます。あの8万円をもらったのが非常に悪かったですね。東京電力から。あれを貰うことによって福島県民は皆さんもらってるねって話しで、あそこは同情する必要はないよって話しが最近非常に多いので、私はあるところに寄付しようということで寄付しましたけれども。それは別ですけども、そういうのを県とか行政として、少なくとも県内ね、県外は別ですよ。県外は福島県の力及ばないので、言うだけしかできないのですけれども。県内に関してはなんか行政的に動くことはできないのかなって非常に心外なんですけれども、ちょっとそういう話しがあったので、この会議には直接関係ありませんけれど。

議

長

本当は時間掛けてですね、そちらの側の方々も含めて議論する機会があったらいいのかなと思いますが、大分時間も迫ってきておりますので、これまで出された御意見を取りまとめていただいてこれからの見直しの中身に活かしていただきたいと思います。内容によっては異なる御意見もありますので、そういったところについては再度ここで議論する必要があると思います。それから更に8月まで色々意見があれば事務局の方にどしどしあげていただいたほうが良いかと思いますが、それもあわせてお願いしたいと思います。

岸 委 員 | そう意味ではね途中途中の資料がもらえれば、色々検討できるけど8月にバサッと渡されて検討しろっていわれたら、検討できないですね。

議 長 | そうですね。その点いかがでしょうか。事務局の方がその前のまだ固まっていない段階でも出していただければ。

農林企画課長 | はい、あの、まだ作業しておりませんのでなんとも言えませんが、今ほど御議論いただきまして、資料1に基づく見直しの進め方については概ね御理解いただいたのかなっていうふうに思ったものですから、これを踏まえて今回委員の皆様からの御義論いただいた中身を整理しながら、悩むところがあれば会長に御相談をしながら、8月の審議会にむけた資料を作ってまいりたいと思っております。途中段階でというお話しにつきましては非常に理解できるんでございますが、一生懸命頑張りますという心意気しか今のところ言えません。今ほどの御議論をお聞きしましてもかなりの検討課題あり、作業が大変だと正直思っておりますので、今のところはそのようなかたちでお話しをさせていただければと思えます。

議 長 | 色々な御意見をあげることは大丈夫だと思いますので、それは出させていただくようにしたいと思いますし、今事務局の方からもありました資料1のこの見直しのこのペーパーについては基本的に了解いただけたと考えてよろしいですね。

岸 委 員 | 3章とか4章についてはいろいろ意見がでてたんで。

長 島 委 員 | 今日、我々が申し上げたことで、どういうふうに受け止めていただけたのか、例えば相双地区の扱いについて、どのように受け止められたのか。前向きに検討するのか、こういうのは難しいのかとか。検討の方向性についてお聞きしたい。

議 長 | はい、では、事務局お願いします。

農林企画課長 | まず、御発言がございました地方の話しでございます。確かにそれは大きい話しになるんだろうと思っております。
それで私ども資料のたたき台の第6章につきまして、現在の県内7方部の節立てを基本としつつも、親計画である総合計画の方ですね、長島委員からお話のような議論も当然出てくるんだろうと見込まれます。従って親計画の方で方部のとらえ方などが一定程度整理される、そこと調整をとりながらやはり作業していくのが私どもの立ち位置ではないの

かなというふうに思っておりますので、御意見は承りました。それを踏まえつつ、また総合計画との関係を十分保ちながら作業をしまいたい。また会長とも、適宜、御相談をさせていただきながら作業をしまいたいと考えております。

岸 委 員

あの6章はそのあとの末節のことで私、どう動いてもいいと思うんですけど、やはりこの3章というのは非常に長島委員からも言われたように今回の計画の中では重要なプランだと思うんですよね。プランの中では重要な位置を占めるものだと思うんですよ。その将来のあるべき姿っていうのをここで打ち出していくわけですから。だから、ここに入っているとと言われてしまうと、今日やったの何なのという話しになっちゃうんじゃないかっていう気がするんですけど。そこに将来の姿として、じゃあどうやっていきますっていうのを今日の意見を反映してここに盛り込んで欲しいですよね。3章に。

議 長

はい、事務局お願いします。

農林企画課長

3章のどこに盛り込むかっていう話しなんだろうと思います。それで資料1で御説明をさせていただきましたが、親計画である総合計画では3章の第2節、子供達が社会を担う将来における将来像に関係する部分について、現行計画が御承知のとおり平成22年度に策定され、1年を経たない時期に、大きな震災に見まわってしまいました。従いまして、現行計画に即した実質的な取組期間は、1年あったかということであり、一方、目指す姿については30年後程度を展望した中で議論し積み上げたものでございます。

親計画である総合計画の見直しにあってはそこまで変更すべきかどうかについては、今のところ審議会の中では、現在の理念でございます礎とふくしまを支える3本の柱については、現状のものを基本とするとの議論でございますので、そこを見ながらやっていくようになるのかなということでございます。そういうことで考えております。

茂 木 委 員

よろしいですか。頭混乱してきたんですけど、地方計画の時に相双を特出しして、相双の振興プランなりを作るべきでないのか。その時に入れるべきところは3章に入れたらどうかって話し合いをしたはずですよ。それをそういう方向でまとめられるんでしょうか、と単純に聞いてるんです。

長 島 委 員

あと、もう一つちょっと私聞きたかったのは、相双地区の問題で、避難されている方は県内外、要するにそこで農業を再開、模索してる方、実際やっている方はいるんです。ですから、相双の問題は全県的な問題

です。避難先でも農業をできるような環境作り、支援というのは絶対必要になってくるんですね。ですから6章でやっちゃうとそういうその磨きができなくなるんです。だから、相双の問題は相双だけの問題でなくて、全県的な問題として捉えて、やはり章立てすべきだと私は思いますね。そうすべきです。

議 長 伊藤委員お願いします。

伊藤房雄委員 茂木委員や長島委員、皆さんが仰った事は、まさにそのとおりだと思います。配布されている策定プランの3章に、基本目標として「命を支える食といきいき暮らせるふるさとの創造」が掲げられています。去年これが壊されたんですね。目標としたそれ自体が壊されたんだから、ここで一回きちんと言直してみる必要があると思います。相双のように、帰還が困難な地域とか再生に随分時間がかかる地域が出たわけですから、その地域をどうしていくのかという節を新たに作る必要があると思います。

確かに総合計画との整合性の問題はあるんですが、福島の皆さんはもっともっとエゴといいますか我が儘を沢山言ったらいい。そのためにも見直しの新しい節とか章をおこした方がいいと思います。

議 長 ということでですね、御3人の委員の方から同様の意見が出されたと思うんですけど、事務局はどうですか。そういう意見を、受けて是非進めてほしいってことですね。

農林企画課長 あの、説明が足らなかったかもしれませんが、地方の振興方向というのはですね、まさにその特定の地域の部分についても検討の視野に入れて入ったところなんです。従って方部別の取扱いなど総合計画との整合性を図ると書きましたのは、避難地域、そういった部分を特出ししたその書き出し方があるだろうというふうなことを視野に入れて書いたつもりです。これまでの章立てについては前段で全県的な部分について書きまして、地域的な地方部分については第6章で一括して書いたというふうなことでございます。そういうふうなかたちの地方の特定の部分を前段の全県的な部分の中で、特に書いて位置づけした方がいいのか、そういった部分についてはちょっと作業させていただいてですね、そうした中で座りのいい部分を御検討いただくなりしてまいりたい思っておりますが、内容がまだハッキリしない中でどうこういうのもちょっと申し上げにくいかなと思っております。

議 長 それではちょっとそれについてはですね、私の方ともですね相談しながら進めたいと思います。この審議会の委員の全体の意見としては、相

双地区は、特別の地域の問題だっていうとらえ方ではないと思ったんですね。この問題は福島県全体の問題なんだということなんです。だからこそ、書き方も変わってくるだろうということ。それは事務局側も御理解してらっしゃると思うんですけど、そのことについてはちょっと私と事務局と相談しながら、場合によっては皆様の御意見をいただくかたちとしたいと思いますのでよろしいでしょうか。

他に出されたことでですね、事務局なり担当課等で、何かお答えすることあればと思いますが。

それでは時間がありません。時間がありませんと言って申し訳ないんですが、本来であればもう少し時間をきちんととってですね、議論すべきところだろうかと思います。

是非8月の次の会議まで御意見等を寄せていただければと思います。今後ともどうぞ宜しくお願いしたいと思います。それではその他何か事務局の方でありましたらお願いしたいと思います。

司 会 特にございません。

議 長 それでは本日の議事を終了したいと思います。長時間にわたり活発な御討議いただきありがとうございました。

司 会 それでは千葉会長ありがとうございました。委員の皆様にも御審議いただきまして誠にありがとうございました。どうもお疲れ様でございました。審議の中でもありましたけども次回の審議は8月を予定しております。また改めて日程調整等をさせていただきたいと思いますので宜しくお願い致します。

それでは、以上をもちまして福島県農業振興審議会を終了致します。どうもお疲れ様でした。

(どうもありがとうございました。)

(閉 会)

福島県農業振興審議会出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名
福島県農業振興審議会	委 員	渡 部 衛 (代理 河嶋 耕)
福島県農業振興審議会	委 員	長 島 俊 一
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義
福島県農業振興審議会	委 員	茂 木 功 一
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 孝 一
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 房 雄
福島県農業振興審議会	委 員	鈴 木 里 子
福島県農業振興審議会	委 員	千 葉 悦 子
福島県農業振興審議会	委 員	降 矢 セツ子
福島県農業振興審議会	委 員	本 部 映利香

福島県

農林水産部	部 長	畠 利 行
〃	政 策 監	高 荒 昌 展
〃	食産業振興監	安 海 好 昭
〃	次長（農業支援担当）	大 谷 秀 聖
〃	次長（生産流通担当）	甲 斐 敬市郎
〃	次長（農村整備担当）	櫻 田 浩 二
〃	次長（森林林業担当）	宍 戸 裕 幸
〃 農林総務課	部参事兼課長	安 藤 正
〃 農林企画課	課 長	佐 藤 新太郎
〃 農林技術課	課 長	須 田 博 行
〃 農業振興課	課 長	浅 野 裕 幸
〃 農林地再生対策室	室 長	沢 田 吉 男
〃 農業担い手課	課 長	江 田 和 行
〃 環境保全農業課	課 長	佐 藤 清 丸
〃 農業経済課	課 長	木 本 茂 宏
〃 金融共済室	室 長	飯 村 和 美
〃 農産物流通課	部参事兼課長	吉 田 肇
〃 水田畑作課	課 長	井 上 久 雄
〃 園芸課	課 長	松 本 登
〃 畜産課	課 長	二 瓶 卓
〃 水産課	課 長	八 多 宣 幸
〃 農村計画課	課 長	後 藤 庸 貴
〃 農村振興課	課 長	長谷場 伸
〃 農村基盤整備課	課 長	小 島 重 紀
〃 農地管理課	課 長	菊 地 和 明
〃 森林計画課	課 長	松 本 秀 樹
〃 林業振興課	課 長	大 高 明 彦
〃 県北農林事務所	所 長	鈴 木 清 昭
〃 県中農林事務所	所 長	谷 井 彰
〃 県南農林事務所	所 長	水 戸 典 明
〃 会津農林事務所	所 長	渡 邊 裕 樹
〃 南会津農林事務所	所 長	熊 耳 倉 雄
〃 相双農林事務所	企画部長	十文字 春 喜
〃 いわき農林事務所	所 長	戸井田 和
〃 農業総合センター	所 長	門 馬 信 二